

○大阪市住宅供給公社工事前払金取扱要綱

制 定 平成9年2月1日

最近改正 平成30年3月30日

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）契約規程（以下「規程」という。）第40条に規定する前払金の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(前払の対象)

第2条 公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の前払金の保証に係る同法第2条第1項に規定する公共工事として公社の発注する土木建築に関する工事に要する経費については、前払金を支払うことができる。

(前払の率等)

第3条 前条に規定する工事に関しては、当該工事の請負人に対し、当分の間、次の各号に定める割合を超えない範囲内で前払金を支払うことができる。

- (1) 土木建築に関する工事で請負代金額が1,000,000円以上のもの 請負代金額の4割
- (2) 前払金の最高限度額は3億円とする。

2 工事の工期が複数年度にわたるときは、各年度において、当該年度の出来高予定額について前項に規定する割合を超えない範囲内で支払うことができる。

(前払の適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があるときは、前払金の支払の率を減じ、又は前払金を支払わないことができる。

(前払率等の周知)

第5条 第3条の規定に基づき公社が定める前払金の率等は、入札公告、指名通知書又は見積書に記載し、請負申込者に周知する。

(前払金の追加払等)

第6条 前払金の支払後、設計変更その他の事由により契約を変更した結果、変更後の請負代金額が当初の請負代金額の2割以上増減した場合においては、その増減した額について既に支払った前払金の率により計算した額を追加払し、又は返還させることがある。

2 前払金の支払後、請負代金額が減額により、第3条第1項第1号に定める金額未満となったときは、同条の規定にかかわらず、前項の規定を適用する。

(前払金の返還)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金の全部又は一部を返還させることがある。

- (1) 保証事業会社との間の当該前払金に係る保証契約が解除されたとき
- (2) 請負契約を解除したとき
- (3) 請負人が前払金を当該前払金に係る工事以外の経費の支払に充てたとき
(前払工事の特約事項)

第8条 前払金を支払う工事等の請負契約書（契約約款を含む。）には、次に掲げる特約事項を記載する。

- (1) 第3条の規定に基づき公社が定める率により前払をすること
- (2) 前払金は、請負人が保証事業会社と保証契約を締結し、かつ、その保証書を公社に提出した後に支払うこと
- (3) 第6条の規定により前払金を追加払し、又は返還させること
- (4) 前払金を支払った場合における部分払の限度額に関すること
- (5) 前払金を当該工事等の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事等において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費その他必要な経費以外の支払に充当してはならないこと
- (6) 請負契約を解除したときは、当該工事等の出来高部分に相当する請負代金額と支払済の前払金額とを相殺し、前払金になお余剰があるときはその余剰額を返還させること
- (7) その他必要な事項
(前払金の整理)

第9条 前払金の整理については、部分払の都度、前払金精算額を部分払金額から差し引いて行う。

附 則

この要綱は、平成9年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。